

## 市指定史跡・天然記念物「鶴嶺八幡宮参道及び松並木」の緊急対応等について

### 1. 令和4年度松並木の交通事故等について：資料「交通事故・緊急剪定松位置図」 印

前回の文化財保護審議会でご報告すべきところでしたが、参道通過等の車両による交通事故については、被害状況が倒木や枯死までの恐れはない等緒方委員にご報告・ご確認いただいたうえで対応いたしました。

西側 No. 101 は、令和4年度第1回文化財保護審議会で車両が接触した連絡があり、他にも接触の痕跡が認められたため、当該者に対し今後注意する旨厳重に注意するとともに注意喚起の張り紙を設置した旨報告いたしました。警察や市民の方より連絡いただいた件に関して同様の対応をいたしました。その中で特に棄損状況の程度が大きい資料の件について、茅ヶ崎市文化財保護条例に基づき「茅ヶ崎市指定重要文化財損傷届」及び「顛末書」を提出のうえ、厳重に注意を求めました。また、道路に張り出した部分の伐採をとの連絡がされた件に関しては、松並木が文化財であることをご確認いただきました。

西側 No. 12 も、特に棄損状況の程度が大きい資料の件について、茅ヶ崎市文化財保護条例に基づき「茅ヶ崎市指定重要文化財損傷届」及び「顛末書」を提出のうえ、厳重に注意を求めました。

両方の木とも、その後のパトロール及び清掃時に現場を確認し、傷跡に松ヤニが出ていることや枯死などの状況が見られないことを確認いたしました。

なお、特に連絡等はありませんが、道路部分に張り出している部分に関しては車両の接触と思われる事案が認められますので、今後も留意し、適宜注意喚起の看板対応をしたいと考えます。

### 2. 令和5年度実施した緊急対応について：資料「交通事故・緊急剪定松位置図」 印

西側 No. 55 は、令和4年度第2回文化財保護審議会にて樹皮が剥がれ落ち危険であったため高さ10mのところを剥ぎ取りを実施した旨報告いたしました。今回また剥がれ落ちた旨市民の方よりご連絡いただき、その上下の部分の剥ぎ取りを行ったものです。なお、本松は、前回審議会でご確認いただきましたとおり、本年度伐採する予定です。

東側 No. 46 は、市民の方から通行に支障があること、西側 No. 28 は、文化財パトロールで民地越境が確認された部分について、剪定を行いました。

東側 No. 55 は、参道清掃時に根元が腐ってぐらついて危険であると考え、緒方委員にご報告し、至急伐採のご意見をいただき、近藤会長に専決をいただき伐採を行いました。

今後も通行支障や民地越境部分に関しては適宜対応させていただく中で、資料にはございませんが、緒方委員より、鳥井戸橋交差点鳥居北側の左右の松の下枝の剪定についてご指摘をいただき、東側 No. 1～7 及び西側 1～4、6、8 の松について、それぞれ対応いたしましたのでご報告いたします。

### 3. 令和5年6月2日の台風による倒木等対応について：別添資料「台風緊急対応位置図」 印

6月2日13時45分頃、市民の方及び市道路管理課より、参道の松が倒れ道路を塞いでいる旨の連絡がありました。

現場を確認したところ東側 No. 37 の松が写真のとおり折れ、参道車道、歩道などに散乱しておりました。原因は、根元が腐ったためと思われます。なお、これまでのパトロール等では特に大きな変化は確認できませんでした。

また添え木も浮いた状態であったため、ともに回収しました。(写真のとおり) (裏面あり)

次に、同様に倒木の危険があるものがないか確認したところ東側 No. 31 の松については、確認したところ写真のとおり枯れた状態で、根元から揺れが大きいことから危険であると認められました。

本来であれば緒方委員にご報告し、ご所見をいただき会長の専決をいただいたうえで伐採の対応をするところではありますが、台風が迫り強風大雨の状況から倒木の危険があると考え緊急の伐採を行ったものです。

なお、近藤会長、緒方委員には、事後となりますがご報告しご確認いただきました。

以上です。

交通事故・緊急対応松位置図



○西側 No. 101

・ 4. 4. 15

・ 5. 1. 26



・ 5. 3. 26



□東側 No. 55



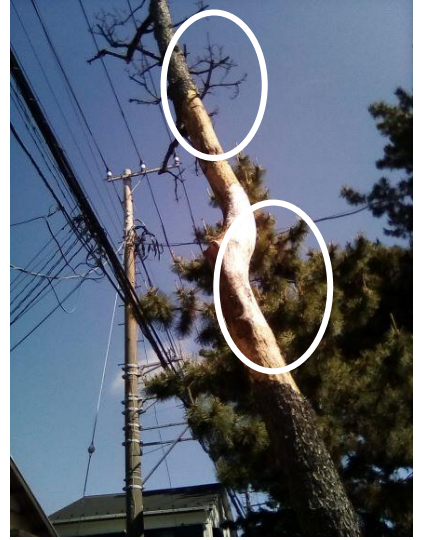
□西側 No. 55 (次ページ写真あり)



□西側 No. 55 (前ページ位置図あり)

・ 4. 8. 10

・ 5. 4. 26



□東側 No. 46



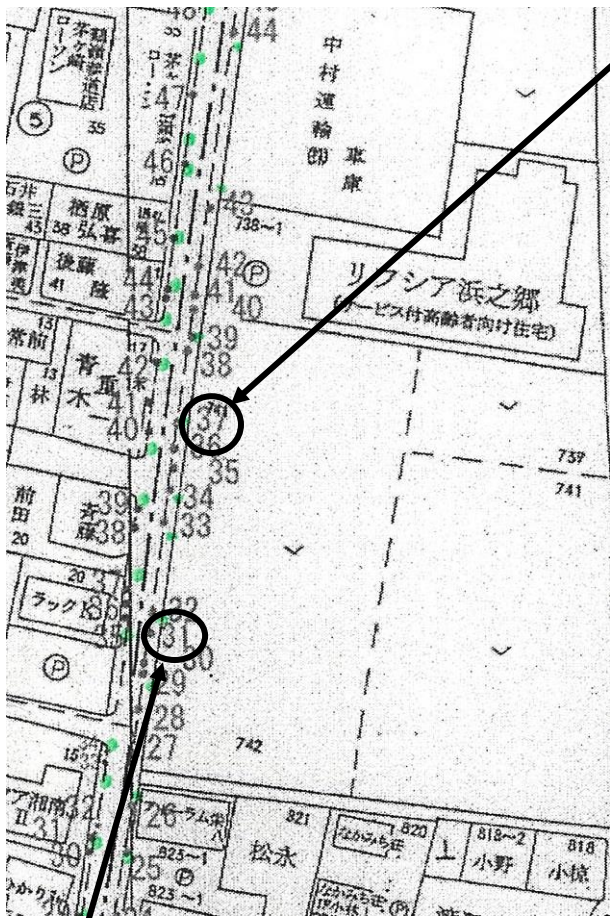
□西側 No. 28



○西側 No. 12



台風緊急対応位置図



○東側 No. 37



○東側 No. 31

